

地域とつながる裁判所を目指して

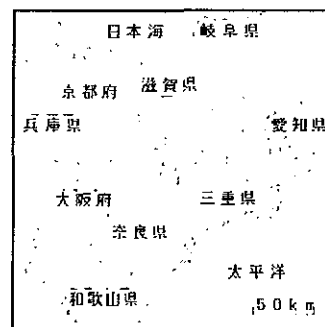


広島高等裁判所第1部

判 事 森 脇 淳 一

私は、平成13年4月から昨年3月までの4年間、津地方・家庭裁判所伊賀支部及び伊賀簡易裁判所（以下、「伊賀支部」といいます。）で、書記官、事務官、執行官ら14名とともに、約19万人の管轄区域内のほとんどの1審裁判（刑事、民事、家事）を、裁判官としては私1人で（ですから、自動的に「支部長」になります。）担当させていただきました。

私は、より国民に身近で、利用しやすい裁判所を作りたいと願って裁判官になったこともあり、初めての支部長職に張り切って、着任してまず、当時の2市3町2村の役場（現在は、市町村合併により、伊賀市と名張市の2市になっています。）にあいさつ回りをしました。また、地域の子供会や学校、婦人会の方々などに、裁判傍聴や、私のつたない話を聞きに来ていただき、来庁者の方には、何か裁判所で改善すべきことはないか尋ねました。そして、知人の新聞記者の紹介で知り合いになった、市役所の生活保護担当者や、地域の社会福祉協議会（以下「社協」という。）、社会福祉法人、医療法人（精神科病院）の職員の方々からは、それまでほとんど知らなかった地域福祉権利擁護事業や、地域生活支援など、さまざまな地域の福祉サービスの状況を教えていただくとともに、成年後見制度の利用が是非とも必要な多くの方がいらっしゃるものの、その利用に当たって様々な問題があることなども知りました。それらの知識は、私の仕事の上でも、大いに役立ちましたし、また、私



（伊賀支部管内位置図）